五ヶ瀬町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年３月18日

五ヶ瀬町告示第10号

改正　　　平成29年３月21日五ヶ瀬町告示第21号

改正　　　令和元年10月17日五ヶ瀬町告示第80号

　(趣旨)

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法、施行規則及び地域支援事業実施要綱（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。）に基づいて使用する用語の例による。

　(1)　要支援者とは、法第９条第１項第１号に規定する第１号被保険者のうち同法第32条の規定により要支援認定を受けた者をいう。

　(2)　事業対象者とは、施行規則第140条の62の４第２号に規定する被保険者をいう。

　(3)　一般高齢者とは、65歳以上の全ての高齢者をいう。

　(実施主体)

第３条　事業の実施主体は、五ヶ瀬町とする。

　(事業構成及び内容)

第４条　総合事業の事業構成、事業内容及び実施方法は別表第１に定めるとおりとする。

　(対象者)

第５条　総合事業の対象者は、町内に住所を有する者で、別表第１に定めるものとする。

　(利用料)

第６条　総合事業の利用者は、法第115条の45第５項に基づき、別表第２に定める利用料を負担するものとする。

２　法第59条の２第1項に規定する政令で定める額以上である要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）に係る利用料について別表第２の規定を適用する場合においては、別表第２中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

３　法第59条の２第２項に規定する政令で定める額以上である要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）に係る利用料について別表第２の規定を適用する場合においては、別表第２中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

４　総合事業を利用する際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

５　第１項の利用料については、総合事業の各サービスを提供する者が徴収する。

(区分支給限度基準額)

第７条　区分支給限度基準額については、別表第３のとおりとする。ただし、事業対象者について、町長が特に必要と認める場合は、要支援２の限度額を上限とすることができるものとする。

　(高額介護サービス費相当事業)

第８条　総合事業によるサービス利用に係る利用料が、著しく高額であるときは、当該要支援者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の２に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）に相当する費用を算定することとし、その算定方法は高額介護サービス費等の例によるものとする。

　(第１号事業の利用の手続)

第９条　要支援者等が総合事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用するときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書別表第４（様式第１号）により、町長に届け出なければならない。

２　第１項の届出は、要支援者等に代わって第１号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(利用者の遵守事項)

第10条　総合事業の利用者（以下「利用者」という。）は、総合事業の利用による健康被害を防止するために定期的に健康診断を受診するほか、自己の健康管理に努めなければならない。

２　利用者は、総合事業の利用に当たり、健康状態に変化があったときは、速やかに町長又は地域包括支援センターに報告しなければならない。

　(守秘義務)

第11条　総合事業を実施する者又は実施していた者は、利用者の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第12条　この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成28年４月１日から施行する。

別表第１（第４条、第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  事業構成 | 対象者 | 事業内容 | 実施方法 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 訪問型サービス（第１号訪問事業） | 現行訪問介護相当 | 要支援者及び事業対象者 | 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第５条による改正前の法（以下「旧法」という。）の介護予防訪問介護に相当するサービスを実施する。 | 事業者指定による実施 |
| 通所型サービス（第１号通所事業） | 現行通所介護相当 | 要支援者及び事業対象者 | 旧法の介護予防通所介護に相当するサービスを実施する。 | 事業者指定による実施 |
| 集って元気に長生き事業 | 要支援者及び事業対象者及び一般高齢者 | 介護予防のための通いの場として、住民が主体となり介護予防体操、レクレーション、創作や趣味の活動を行うとともに、利用者同士の交流の場を提供する。 | 補助による実施 |
| 介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業） | 介護予防ケアマネジメント事業 | 要支援者（介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者 | 対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 | 直接又は委託による実施 |
| 一般介護予防事業 | 介護予防把握事業 | 一般高齢者 | 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる。 | 直接または委託による実施 |
| 介護予防普及啓発事業 | 一般高齢者 | 運動教室、栄養教室、認知症予防、閉じこもり予防等介護予防に資する介護予防教室や講演会等を行う。 |
| 地域介護予防活動支援事業 | 一般高齢者 | 各地域サロンを推進するリーダーとしてふれあい指導員や、各地域での介護予防事業を推進するためのボランティアの育成を行う。 |
| 一般介護予防事業評価事業 | 一般高齢者 | 一般介護予防事業の実施方法等の改善を図るために、その達成状況等の検証により評価・改善を行う。 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 一般高齢者 | 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所介護事業所、訪問介護事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、その他の住民集い等へのリハビリテーション専門職等による技術支援や助言等を行う事業を実施する。 |

別表第２（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業構成 | 利用料 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 訪問型サービス（第１号訪問事業） | 現行訪問介護相当 | 10円に町長がサービスの種類に応じて定める単位数を乗じて得た額の100分の10に相当する額 |
| 通所型サービス（第１号通所事業） | 現行通所介護相当 | 10円に町長がサービスの種類に応じて定める単位数を乗じて得た額の100分の10に相当する額 |

別表第３（第７条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者 | 区分支給限度基準額 |
| 要支援者 | 要支援１ | １月につき5,032単位（50,320円） |
| 要支援２ | １月につき10,531単位（105,310円） |
| 事業対象者 | １月につき5,032単位（50,320円） |

別表第４（第１号様式）（第９条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

様式３

|  |
| --- |
| 区　　分 |
| 新規・変更 |
| 被　保　険　者　氏　名 | 被　保　険　者　番　号 |
| フリガナ　　 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 個　人　番　号 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日 | 性別 |
| 　　　年　　月　　　日 | 男・女 |
| 介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター |
| 介護予防支援事業所名地域包括支援センター名 |  | 介護予防支援事業所の所在地地域包括支援センターの所在地 | 〒 |
|  | 電話番号　　　(　　　)　　 |
| 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。 |
| 居宅介護支援事業所名 |  | 居宅介護支援事業所の所在地 | 〒 |
|  | 電話番号　　　(　　　)　 |
| 介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 |
| ※変更する場合のみ記入してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　変更年月日（　　　　　　年　　　月　　　日付） |
| 五ヶ瀬町長　様　　上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 被保険者 | 住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 電話番号　　(　　　) |
| 確認欄 | * 被保険者資格　□　届出の重複
* 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号
 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注意）１　この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が

決まり次第速やかに五ヶ瀬町へ提出してください。

２　介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所

（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介

護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず五ヶ瀬町へ届け出てください。

届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。

　　　３　住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。